

鳥取県がん診療連携協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県におけるがん医療の均てん化とがん診療連携体制の強化を図るために設置する鳥取県がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1)鳥取県がん診療連携拠点病院の病院長(別表1)
- (2)鳥取県がん診療連携拠点病院のがんセンター長(別表1)
- (3)鳥取県地域がん診療連携拠点病院の代表者(別表2)
- (4)鳥取県がん診療連携拠点病院に準じる病院の代表者(別表3)
- (5)鳥取県医師会長
- (6)鳥取県医師会の代表者
- (7)鳥取県福祉保健部の代表者(2名)
- (8)患者団体の代表者 若干名
- (9)その他協議会が必要と認める者

2 前項の委員は協議会の会長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、委員が変更する際は、所定の様式により協議会へ報告を行うものとする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)県内におけるがん診療連携体制及びがん医療の情報交換に関すること。
- (2)県内の院内がん登録データの分析、評価、支援等に関すること。
- (3)がんの診療に係るセカンドオピニオンに関すること。
- (4)県内における研修計画及び診療支援医師の派遣調整に関すること。
- (5)地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
- (6)県内における相談支援に関すること。
- (7)がん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした緩和ケアに関する研修及びその他各種研修に関する計画、情報交換等に関すること。
- (8)課題、目標、施策の進捗状況等の評価、見直しを行うPDCAサイクルに関すること。
- (9)その他がん診療連携に関すること。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、都道府県がん診療連携拠点病院の病院長をもって充てる。

2 会長は協議会を主宰する。

3 会長に支障があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職を代行する。

(開催及び定足数)

第5条 協議会は、必要に応じて開催する。

2 協議会は、過半数の委員の出席をもって開くことができる。

(代理者の出席及び委員以外の者の出席)

第6条 協議会は、委員がやむを得ない理由により会議に出席できない場合、代理者の出席を認める。

2 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(がん診療連携テレビ会議)

第7条 協議会にがん診療連携テレビ会議を置く。

2 がん診療連携テレビ会議は、次の事項についての協議または調整等を行う。

(1)鳥取県におけるがん診療の連携協力体制およびがん医療に係る情報交換に関すること

(2)協議会の付議事項に係る調整等に関すること

(3)県内のがん診療連携拠点病院等におけるP D C Aサイクルの確保に係る情報共有および相互評価に関すること

3 その他がん診療連携テレビ会議に関し必要な事項は、別に定める。

(作業部会)

第8条 協議会の所掌事項を分掌させるため、協議会に次の作業部会を設置する。

(1)がん登録部会

(2)相談支援部会

(3)緩和ケア部会

(4)地域連携部会

(5)手術療法部会

(6)化学療法部会

(7)放射線治療部会

2 前項の部会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局を都道府県がん診療連携拠点病院である鳥取大学医学部附属病院に置き、事務は医学部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年6月16日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に委嘱される委員の任期は第2条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成28年1月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年3月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条第 1、2 号関係) 都道府県がん診療連携拠点病院

医療機関名	住 所
鳥取大学医学部附属病院	〒683-8504 鳥取県米子市西町 36-1

別表 2 (第 2 条第 3 号関係) 地域がん診療連携拠点病院

医療機関名	住 所
鳥取県立中央病院	〒680-0901 鳥取県鳥取市江津 730
鳥取県立厚生病院	〒682-0804 倉吉市東昭和町 150

別表 3 (第 2 条第 4 号関係) がん診療連携拠点病院に準じる病院

医療機関名	住 所
独立行政法人国立病院機構 米子医療センター	〒683-0006 米子市車尾 4-17-1
鳥取市立病院	〒680-8501 鳥取県鳥取市の場 1-1
鳥取赤十字病院	〒680-8517 鳥取県鳥取市尚徳町 117
鳥取生協病院	〒680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町 458
医療法人十字会 野島病院	〒682-0863 鳥取県倉吉市瀬崎町 2714-1
独立行政法人労働者健康安全機構 山陰労災病院	〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田 1-8-1
医療法人同愛会 博愛病院	〒683-0853 鳥取県米子市両三柳 1880
鳥取県済生会 境港総合病院	〒684-8555 鳥取県境港市米川町 44

鳥取県がん診療連携協議会

